平成 14 年 7 月 19 日（第三種郵便物認可）　　平成 30 年 9 月 5 日発行

地域母子保健福祉情報紙 No.258

親子保健

おやこほけん

公益社団法人 母子保健推進会議

定款第１章第３条　目的（抜粋）
国及び地方自治体
関係諸団体と連携協力して
母子保健の重要性を啓発し
母性の健康を守り　たかめ
心身ともに健全な児童の
出生と育成に寄与してまいります

妊娠を他者に知られたくない女性への支援を考える　シンポジウム開かれる

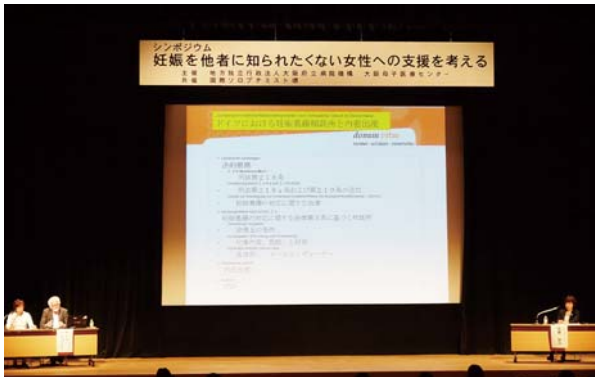

講演するヘレンバルト先生、右は座長の佐藤先生

平成30年７月７日（土）、国際障害者交流センタービッグ・アイ（大阪府堺市）において、シンポジウム「妊娠を他者に知られたくない女性への支援を考える」が開催された（主催：大阪母子医療センター、共催：国際ソロプチミスト堺、後援：大阪府、本会議等）。今般のシンポジウムでは、「妊娠を誰にも知られたくない、なかったことにしたい」と悩む女性や中高生に対する支援を他国の事例から学ぶことを目的として開催された。当日は、あいにくの豪雨にもかかわらず、午前の部（中高生含む一般の方対象）に250名、海外や日本の取り組みに焦点を当てた午後の部（自治体保健師等専門職対象）に150名が参集、この課題に対する関心の高さがうかがわれた。また午前の部には、中高生とその親など家族での参加も見受けられた。

【午前の部】

10代の思いがけない妊娠を考える

講演Ⅰ「奇跡のそばにいるということ」

大阪母子医療センター
新生児科診療主任　今西 洋介 先生

クリニクラウン（臨床道化師）によるオープニングに続き、漫画・ドラマ「コウノドリ」のモデルの一人ともなった今西先生が、新生児科医療や若年妊娠に関する概要を紹介した。

日本の新生児医療は世界の中でも最先端の技術とケアを誇り、新生児死亡率が最も低く、超低出生体重児の予後も良いとされている。一方で、若年妊娠に関しては課題も多く、出産によるキャリアプランへの影響や中期中絶、母体への負担など懸念される。たとえ望まれない妊娠があったとしても望まれない命はない。日本には特別養子縁組や里親など新しい命をつなげる制度もある。今後は、若年妊娠に対する手厚い支援も必要である。

講演Ⅱ「思いがけない妊娠の相談窓口“にんしんSOS”と10代の妊娠」

大阪母子医療センター母子保健情報センター
顧問　佐藤拓代 先生（本会議会長）

はじめに、言葉の定義について整理しておきたい。「望まない妊娠」という言葉が厚生労働省を中心に使用されてきたが、「望まない」という意味が子どもに向けられてしまう可能性があることから、昨年「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第13次報告）」より『予期しない妊娠』という言葉を使用することとなった。妊娠を認識したときは出産を望んでいなくても、支援や周囲の関わりによって出産に向かう可能性があることも踏まえた変更である。

生後０日目の新生児遺棄死・虐待死の背景に他者に知られたくない妊娠があることは、日本のみならず世界中で認識されている。この根本的な解決には、女性が匿名で相談できる妊娠SOS相談窓口が非常に重要である。

今月のページ

妊娠を他者に知られたくない女性への支援を考える ～シンポジウム開かれる～ …… 1～4
親の気持ちに寄り添い、地域で見守る子育てを ～佐賀県母推研修会から～ …… 5
紙上セミナー：8020の里づくり「小児のおやつについて」…… 6～7
妊娠期から子育て期の家族を支えるために必要な視点と技術 …… 8
～ネウボラの面接とその人材養成から学ぶ～／編集帖

その窓口をわが国で最も早く立ち上げたのが大阪母子医療センターの「にんしんSOS」である。大阪府の委託事業として実施されており、電話とメールで受けた相談は開設から６年半で約8,000件、うち高校生からの相談は約1,200件であった。

10代の相談のうち67%が、「妊娠不安」すなわち「妊娠したかもしれないがわからない」「コンドームが破けたどうしよう」という内容の相談である。中高大学生で妊娠が判明した相談のうち、妊娠週数11週未満が約20%、12～21週が約４%、22週以降が約50%（残り26%は不明）であり、妊娠に気づかずに過ごしていた、妊娠を放置していたケースも少なくない。

「にんしんSOS」で受けた8,000件のうち約5.5%（441件）が、相談後安全な出産または妊娠中絶を実施していることが判明しており、相談によって飛び込み分娩や０日死亡を救えたと考える。

今後は、対象者を分けた制度や支援の仕組みが必要である。①「妊娠したかも」という「妊娠不安」を抱いている者を対象としたサービス、②予期せぬ妊娠であっても、出産や結婚を決めている者を対象とした保健センター等によるサービス、③他者に知られたくない妊娠をした者を対象とした匿名の相談窓口、または内密出産（４頁参照）の仕組み等が求められている。

クリニクラウンのお二人と今西先生（左）と佐藤先生

【午後の部】

妊娠を他者に知られたくない女性に対する支援を考える

特別講演「ドイツにおける妊娠葛藤相談所と内密出産の取り組み」

ドヌム・ビタエ・ヴィスバーデン妊娠葛藤相談所
事務局長　P.ヘレンバルト先生

ヘレンバルト先生

ドイツでは、法的根拠に基づいて、妊娠を他者に知られたくない女性に対する支援が進められている。

ドイツでは、国の最も基本となる法律で「人間の尊厳は不可侵である」、「何人も、生命に対する権利および身体を害されない権利を有する」とされており、その基本法の下にある刑法において、妊娠葛藤（妊娠し出産するか葛藤すること）にある女性に対する対応が定められている。

最も特徴的な点は、妊婦が妊娠中絶を希望する場合、手術の３日前までに妊娠葛藤相談所で相談を受け、その証明書がないと手術を受けることができないことである（12週未満まで）。12週を過ぎ22週未満の場合は、妊婦の生命の危険がある場合や違法行為（強姦など）に限られ、22週以降は理由によらず不可となる。人口４万人に１か所の相談所を設置するよう法律で定められており、医師等専門性の高い相談員が相談・助言を担当し、医療・社会福祉・法律・心理・家族・青少年教育など各方面の専門家チームがバックアップしている。

情報提供し本人の自己決定を支える

相談・助言の目的は、

①生まれていない命の保護

②子どもを産むように励ますこと、生まれる子どもとの生活イメージを与えること

③女性が責任を持って自分の良心に合う決定をすることを援助すること

④子どもも命の権利を持っていることを認識させること

⑤中絶は例外、妊娠を続けることが女性に要求できる犠牲を超えるときだけ

⑥対立で複雑になった状況を脱出する方法を示すこと

相談員は、養成トレーニングを定期的に受け、結果を導いたり押し付けたりせず、本人の自己決定を支える。そのため、養育や学業の継続、養子など妊娠を継続するにあたって必要な情報、避妊など家族計画に関する情報も提供する。また女性だけでなく男性も相談ができ、希望すれば匿名でも相談可。さらに、出産後や中絶後にも相談ができるなど、あらゆる決定、あらゆる時期に対応している。女性の決定をだれも非難できない。

妊娠葛藤相談所で助言や情報提供を受けてもなお中絶の意思が変わらない場合は、相談所が発行する証明書を受け取り、中絶担当医師に提示する。中絶手術を担当する医師は相談担当者にはなれない。

相談、予防教育に力を注ぐ妊娠葛藤相談所「ドーヌム・ヴィーテー」の活動

ドイツには16の州があり、法律は国が決定するが、実施は各州に委ねられている。

私が担当する相談所ドーヌム・ヴィーテーはドイツの南西部ヘッセン州にある。地域の人口の４万人に１人の相談員がおり、州の福祉省により３年ごとに公認が更新される。相談所も州の公認が必要。

ドーヌム・ヴィーテーでは、問題を抱えている女性や夫婦の相談、出産後や中絶後の避妊や夫婦関係に関する相談、障がいを持つ方

最後にシンポジスト全員登壇でディスカッションが行われた。

の相談や社会参加の支援、学校における性教育や啓発活動など様々な活動をしている。社会福祉教育と個人・夫婦相談資格を持つ２名の常勤相談員がおり、中絶や出生前診断を受けた女性にも対応できるようトラウマ、グリーフケアに関しての知識も有し、定期的に研修にも参加している。ほか、非常勤の助産師と性教育の担当者、事務職が勤務。運営費のうち約1,000万円は州からの助成金で、人件費の約８割を賄っている。昨年度の実績は

・妊娠葛藤相談(中絶希望含む)　338件
・中絶後の相談　５件
・出産後の相談　23件
・子どもを産みたいという相談　１件
・出生前診断に関する相談(出産後の相談含む)　72件
・予防と性教育の研修会　70件 1,070名
・学校でのイベントLove Zone　21件

ほか、専門職、保護者の集い等も実施。

１回の相談時間は60-90分で無料。イベントは１回３-４時間程度。研修は一部有料。

相談は、件数、内容を記録し州の担当部局に報告する義務がある。

ドイツでは、妊娠し出産するか葛藤する妊婦に対して手厚い支援が行われている。妊娠葛藤相談所は予期しない妊娠をした相談・支援だけでなく、予防の役割も担っており、その役割は大きい。さらに相談所以外にも内密出産（詳しくは床谷先生の記述へ）という仕組みの導入も始まり、女性を孤立させず、サポートする方法が複数用意され、研修を積んだ相談員がその自己決定を支えている。そしてこれらは、すべて法律で根拠づけられている。今後、日本で女性、母子を国および地域で支える参考になれば幸いである。

①特別養子縁組の取り組み

一般社団法人ベアホープ代表理事

ロング朋子 先生

続いて、日本の特別養子縁組の取り組み、韓国の未婚の母への支援、海外の法的支援について、佐藤拓代先生を座長にシンポジウムが行なわれた。

ロング朋子先生

特別養子縁組の団体ということもあり、妊娠を継続するかどうか葛藤している「妊娠葛藤相談」を日々受けている。その中で、既存の支援に繋がらない妊婦の背景として主に３点あるのではないか。

①母子手帳から始まる「切れ目のない支援」では不十分。例えば、女性が母子手帳発行を求める際、本籍地のある住民票がないと発行できない現状がある。親元から逃げてきた女性は母子手帳を発行できないケースが多く存在する。

②既存の制度が十分に利用されていない。支援者が現在ある制度・枠組みを理解し柔軟に利用することが重要。在学中の出産や失業手当の受給、本人同意による出産・手術などできる道を探ることが求められる。

③制度の整備が不十分であること。戸籍謄本への反映がない出産など新しい制度が必要な部分を明確にする必要がある。また、匿名で相談できる妊娠葛藤相談所も増えていく必要がある。相談者は、当初匿名であっても、信頼できる、「知られたくない対象」である親や相手に知られることはないと判

断すると、個人情報を提示してくれる場合も多い。それを踏まえた相談が必要であると考えられる。

②韓国における未婚の母への支援

埼玉県立大学社会福祉子ども学科准教授

姜恩和 先生

姜恩和先生

韓国では、ニーズによって支援や仕組みが変化してきた背景があり、現状から制度づくりにつながる例が多く見られる。

韓国で特徴的なのは、未婚の母への支援が日本と比べて幅広く展開されていることがあげられる。未婚の母の施設には３タイプあり、①妊娠女性、産後６か月未満の女性、②３歳未満の児を養育する女性、③出産後子供を養育しない女性であり、それぞれの施設が用意されている。さらに青少年ひとり親（24歳以下）に対しての制度が充実しており、妊娠しても在籍校の学籍を維持した上で教育を受けることができ、母校の卒業証明書を取得することができる。また、韓国では出産費用は12万円と安く、さらに18歳以下の場合は出産費用をほぼ賄えるだけの金額をもらうことができる。

また、危機的妊娠から自立までの３～５年を支援する仕組みが整っており、母親が妊娠から地域社会に定着できるよう職業訓練や学業継続などをバックアップする。

今回は主に未婚の妊婦を中心とした支援を紹介した。実際韓国ではこれまでの支援の柱は未婚母施設であった。これからは、全ての危機的妊娠をした女性支援への拡大が考えられており、ドイツのような仕組みができることが期待されている。

③妊娠を他者に知られたくない女性に対する海外の法的支援

大阪大学大学院国際公共政策研究科教授

床谷文雄 先生

床谷文雄先生

妊娠を他者に知られたくない女性を法的に支援する海外の制度は多様だが、今回は、産みの親が手元から子どもを離す、託す場合の法的支援について紹介する。生まれてきた子どもを誰の子どもとして規定するのか？が各国で課題となってくる。

匿名型の他者への子の委託方法を分類すると大きく４つに分けられる。

ベビー・ボックス（ベビー・クラッペ）

特定の場所に設置されたベビーボックスに、母またはその他の者が新生児を密かに置き、設置者に委託する方法。ドイツから近隣のヨーロッパに広まり、アジアにも広まっている。

匿名での子どもの引き渡し（手渡し）

確実に安全な場所（消防署、病院、警察署等）に引き渡す方法。アメリカのSafe Haven Lawなど。ドイツでも、他の方法と併せてこの形態を提供している。

匿名出産

病院で名前を明かさずに産む方法。危機に瀕した母子に安全な出産の機会を提供する。出産した母は匿名。国によって形態は異なり、母親について誰も何も知らない、病院が知らないなどの形態がある。

内密出産

2014年より開始されたドイツの新しい制度であり、妊婦支援の拡大と内密出産の規律を目的に導入された。妊娠相談所での２段階の相談後、妊婦の氏名・生年月日・住所の情報を提出、封印し、保管する方法。妊婦の情報は相談所から連邦家族市民社会問題庁へ送付され厳重に保管される。病院・助産院では匿名で、安全な出産、医療補助を受けられる。出産前後の費用は国が負担。病院等から相談所に対して出産した日時等の事実を通知し、相談所から養子縁組あっせん所へ通知する。身分登録上は、子の母は不明とする（分娩者が法的には母）。子どもは、16歳になれば、母が提出した出自証明書を閲覧することができるが、母がこれを拒否することもでき、これらの間に家庭裁判所が入って調整する。匿名出産と比べて、子どもの出自を知る権利が守られるとされている。

佐藤拓代先生

日本において「内密出産」制度を導入するとなると課題は多い。日本では分娩した者が母親と規定されており、さらに戸籍に仮名で出産・出生登録をすることは法的にも困難である。日本で制度を導入していくには子どもの利益の代弁者は誰であるのか、出自を知る権利をどうしていくのかなどを議論し、整理することが必要である。

本会議では、厚生労働省の調査研究事業「平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究」として「予期せぬ妊娠に対する相談体制の現状と課題に対する調査研究」を実施しています。10～11月頃、自治体の皆さまに調査票をお送りさせていただきますのでご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

親の気持ちに寄り添い、地域で見守る子育てを

佐賀県母推研修会から

講演する秋山先生

イメージキャラクターとともに（江北町母子保健推進員）

佐賀県母子保健推進員研修会が5月31日(木)、佐賀市文化会館で開催された。今般は、乳幼児健診と発達障害、妊娠期からの歯科について学んだ。

乳幼児歯科健診と発達障害

あきやま子どもクリニック

院長　秋山千枝子 先生

健やか親子21(第2次)においても、重点課題①として「育てにくさを感じる親への支援」が挙げられているが、「育てにくさ」の要因とは何か。

①子どもに起因するもの：発達障害、先天性疾患、後天性疾患、小児特定疾患など

②親に起因するもの：月経全緊張症、産後うつ、マタニティーブルー、精神疾患等

③親子関係に起因するもの：親子の相性等

④親子を取り巻く環境に起因するもの：貧困、家族の協力、次の子の出産、転居等

育てにくさの理由は、児の成長とともに変化し、育てにくいと感じる親は増える。

発達がゆっくりな子どもへの対応は、自己肯定感を育てることが重要。具体的には

・自信を失わないように育てる。

・「いまできないこと」に怒らない、きっといつかできるようになる。

・ほめる技術と実績が子どもを育てる。

・周りが子どもを嫌いにならない。

支援者は、育てにくさを感じている子どもを持つ家族に対して、話に傾聴し、よくやっていることをほめ、認め、親の気持ちに寄り添って地域で見守っていただきたい。

妊娠中の口腔ケアはなぜ重要？

続く歯科の講演では、佐賀県健康増進課副課長(歯科医師)の西村賢二先生が、妊娠中は、女性ホルモンの分泌が盛んになることもあり歯肉炎→歯周病になりやすい（早産・低出生体重児の原因に）、また、むし歯は感染症（生まれたばかりの赤ちゃんにむし歯菌はいない）のため、妊娠中は特に口腔ケアに努めてほしいことなどを伝えた。

地域特性を生かして子育てを応援

研修会に先立ち、同日午前中には「佐賀県母子保健推進協議会総会」が行われた。総会には、佐賀県健康福祉部男女参画・こども局稲冨正人局長はじめ、県内すべての保健福祉事務所長が来賓として出席、「子育てし大県（たいけん）」であることを表した。

総会の議事に続き、母子保健推進員活動報告として、唐津市と江北町の母子保健推進員さんが日ごろの活動を紹介した。

唐津市は、唐津くんちや呼子のイカをはじめ観光の名所として知られ、また自然豊かな地でもある。母子保健推進員活動としては、合併前の９市町村を４地区とし、赤ちゃん訪問時に持参するお土産を手づくりしたり、月１回育児サロンや子育てサロンを開催するなど、各地域の特性を生かした活動を行っている。

県のほぼ中央に位置し交通の要衝でもある江北町は、利便性の良いまちとしても知られる。母子保健推進員の活動としては、手づくりプレゼントを持参しての『こんにちは赤ちゃん訪問』、乳幼児健診未受診者に対する訪問、年２回の『よちよちサロン』、乳幼児健診への協力（受付・計測補助・待ち時間に絵本の読み聞かせ等）、離乳食教室やがん検診時の託児、連絡会への出席など。報告の最後に、町のイメージキャラクター、ビッキーも登場し、会場の参加者とともにからだを動かした（写真上・右）。

会場ロビーでは活動展示も

紙上セミナー SEMINAR

8020の里づくり

小児のおやつについて

子どもたちにとって、おやつは単なるお菓子ではなく、発育成長する過程で三食の食事だけでは不足がちな栄養素の補充という意味での補食とも考えられています。では、おやつは子どもたちにとってすべて有益でしょうか。

非常に便利になった現代社会では全国どこでもコンビニなどの店舗で子どもたちは、甘いおいしいお菓子をいつでもどこでも目にし、そして食べる機会が増えてきました。その結果、実は子どもたちはむし歯発生の重大なリスクを抱えてしまっているのです。お菓子だけではありません。スポーツなどの後によく子どもたちが飲んでいるスポーツドリンクなどの飲料水も、実は大きなリスクを抱えていると言われています。

今回は、このような子どものおやつに注目して、考えてみましょう。

危険なおやつの種類

おやつとひとくちに言っても、多くの種類が市販されています。今回は、おやつをむし歯のリスクの観点から整理してみましょう。

まずは、砂糖を多く含むお菓子類。これは当然むし歯の発生リスクを上げてしまいます。砂糖が含まれていると、口腔内のむし歯原因菌によって歯の表面で分解されて酸が作られます。この酸が歯の表面に残り続けるとエナメル質が脱灰され、初期むし歯ができることになります。砂糖の量が多ければそれだけ、むし歯のリスクが上がるという訳です。

一方、食べるのに時間のかかるおやつ。これもまた歯の表面に残りやすいという点から、むし歯のリスクが高いおやつといえます。すなわち砂糖を多く含み、さらにお口に残りやすいお菓子は子どもたちにとって大変リスクの高いおやつであるということです。キャラメルチョコやキャンディー、ケーキなど、コンビニでよく目にするお菓子類は、ほとんどハイリスクの種類のおやつと言えます。

一方、飲料水はどうでしょうか。飲料水なら、たとえ砂糖を含んでいても口腔内に残る時間がそれほど多くはないように感じます。しかし、実際には砂糖をたくさん含む飲料水が結構多く、また飲用の仕方では歯の表面に残りやすいということ、さらに飲料水そのものが酸性のものが意外と多いため、むし歯原因菌が酸を作る前から実は歯を脱灰させていると言われています。いわゆる酸蝕症です。飲料水の低いpHで歯を直接傷付け、さらに、含まれている砂糖からむし歯菌によってつくられる酸によって再び歯の表面の脱灰を招くというダブルパンチで、子どもたちの歯は大変危険な状況にあると言われています。

近年、スポーツの後や、病気で高熱を発して脱水症状が危惧される時など、水分補給の目的でスポーツ飲料が推奨されています。スポーツ飲料の体への効果そのものは謳われている通りですが、歯にとってだけは危険な状況にあることを是非知っていただきたいと思います。

おやつのとり方の指導

では、おやつを食べないよう指導すべきでしょうか。現代社会で甘いおやつを覚えてしまったお子さんたちに、明日からいきなり「おやつなし」は現実的に酷なお話ですね。

しかし、好きなときに好きなだけ与えてしまうと、結果的に子どもたちのお口の中は大変悲惨な状況になることが予想されます。そこで、おやつの選び方、おやつの与え方、おやつの食べ方などを工夫してみてはいかがでしょうか。

まず、おやつとして選ぶのはできるだけ砂糖の量が少ないもの、そして、口腔内に残りにくいものを基準に考えてみましょう。例えば、スナック菓子であればポップコーンやおせんべいなど砂糖の量の少ないもの、また天然素材のナッツ類もおすすめです。

また、かみごたえのあるものであればさらに良いでしょう。噛むということで、唾液の産生を促しその結果口腔内の酸を希釈しさらに中和してくれることになり

ます。蛇足となりますが、噛むということを小さいころから習得して学んでいるお子さんは、成人期になってもメタボ予防につながることが予想されます。小児期に学習したことが、後々の成人期の体の健康に影響することはすでに周知のことと思いますので、おやつといえども子供の食育の観点からは大切な食行動の一つと言えます。

一方、飲料水もpHが中性に近く、また砂糖をできるだけ含まないものに変更しましょう。具体的にはお茶や牛乳などがおすすめです。

さらに飲み方でも、一気に飲んでそのあとお水等で希釈できれば良いと思いますが、例えば乳幼児期に哺乳瓶で与えてそのまま寝かせてしまうような場合など、寝ているときの唾液が極端に減ってしまいますので、脱灰時間が長くなりやすいと言われています。またお口にため込んで飲むような習慣の場合なども歯に残りやすいことが予想されますので、飲み方の工夫も大切なポイントです。

また、食べる時間やタイミングも大変重要です。ひとくちメモのステファンカーブをご覧いただければと思いますが、どんなに砂糖がたくさん含まれていても、食べる時間とタイミングを上手に管理できれば、むし歯発生のリスクは下げることは可能です。さらにフッ化物の応用なども行うとさらに良いのではないでしょうか。大切なのは、脱灰された歯の表面が、その後じっくり時間をかけて再石灰化できる環境を管理できていれば、大きなむし歯に発展することはないはずです。

例えば、おやつはご飯の後まとめて食べて、そのあとすぐ歯を磨く習慣をつけさせて、その後はたっぷり２時間以上は何にもお口の中に入れないいわば「お口を休める時間」を確保してあげるべきでしょう。決してだらだらと食べさせないことですね。

余談ですが、すでに甘い嗜好が身についてしまってからではなかなか改善しにくい点もありますので、まず乳幼児期から甘い嗜好性のものを避けてあげれば、味覚の偏った発育も予防できます。

また、砂糖を含む甘いものを避けることで「感染の窓」の時期にむし歯菌の定着を防止できる可能性が言われています。「感染の窓」とは、お母さんなどのお口の中のむし歯菌がお子さんの口の中に最も感染定着しやすい時期のことです（おおよそ生後19か月から31か月まで）。この時期に、甘いおやつを与えてしまっていると、お子さんのお口の中にたっぷりお母さんのむし歯菌が感染しやすくなると言われていますので、この時期は特に要注意です。

子どものうちに身に着けた生活習慣は成人期になっても影響します。近年は成人の露出歯根面のむし歯の管理の難しさが問題となっていますが、そのような方の食生活を覗いてみると、あめや甘いお菓子、pHの低い飲料水などのいわばリスクの高いものを常時口に含んで仕事をされている方も多いようです。したがって子どもたちだけでなく、周りにいる私たち大人も一緒になって、歯と口の健康に役立つおやつを含めた食育を再度見直していくべきでしょう。

今回は紙面の都合上、簡単にまとめましたが、日本歯科医師会HP、日本小児歯科学会HP等で詳細を是非ご覧ください。

公益社団法人 日本歯科医師会
前地域保健委員会委員　有村健二

8020 ひとくちメモ　ステファンカーブとは

ステファンカーブとは、食後の歯の表面のｐＨの変化を表したグラフです。

規則正しく食事をし間食の回数も少ない場合は、食後に生じた脱灰は時間とともにゆっくり再石灰化できます。一方、食事の時間が不規則であったり、間食の回数が多いなどだらだらと食べている場合は、一日中歯の表面は酸性に傾き再石灰化ができないため、やがてむし歯が発生することとなります。このように一日の中で脱灰の時間と再石灰化の時間を管理することでむし歯予防を行うことがおやつを含むシュガーコントロールの基本となります。

ステファンカーブ

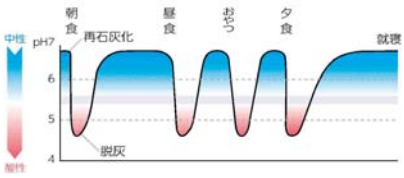

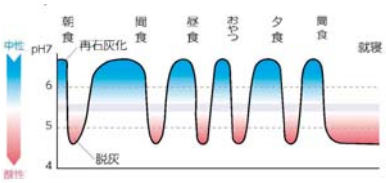

妊娠期から子育て期の家族を支えるために必要な視点と技術 ～ネウボラの面接とその人材養成から学ぶ～

全国の自治体では、子育て世代包括支援センターの設置が進められています。

事業の効果的な進め方について、もっとも大切な、母親等対象者との「関係性の築き」について今一度考えてみませんか？

同事業のモデルのひとつともなっているフィンランドの「ネウボラ」では、面接を重視し、傾聴と対話の中から対象者の自己効力感、自己決定力を支え信頼関係を構築し、支援者は、母親、家族にとってかけがえのない存在となっています。本研修では、フィンランドからネウボラを総括する立場にあるハクリネン先生を招聘し、講演とロールプレイにより面接の重要性とそのための人材養成について学び、妊娠期から子育て期の家族とどのように関係性を築き支えていくか、考える機会とします。

皆さまのご参加をお待ちしております。

【申し込み方法】

メールまたはFAXにて、下記を送信してください。定員になり次第締め切りますが、その場合のみ、連絡させていただきます。

記載事項：①研修会場名　②お名前　③ご所属　④連絡先電話番号　⑤質問

日　時　東京会場　平成30年10月26日（金）　10：30 ～ 15：30
　　神戸会場　平成30年10月30日（火）　10：50 ～ 15：50

会　場　東京会場　公益社団法人 日本看護協会JNAホール
　　（東京都渋谷区神宮前5-8-2）
　　神戸会場　神戸ポートオアシス502・503
　　（兵庫県神戸市中央区新港町5-2）

対　象　自治体保健師等母子保健担当者および関心のある方120名（先着順）

プログラム　＊下記は東京会場のプログラムです。神戸会場は一部変更があります。ハクリネン先生は変更ありません。

10:30 ～ 10:35　挨拶　＊受付は10時より

10:35 ～ 11:00　ショートメッセージ「フィンランドと日本の妊娠・出産・子育て～ネウボラを利用して～」
　講師　フィンランド大使館 報道・文化担当参事官　マルクス・コッコ
　通訳　　同　　広報部プロジェクトコーディネーター　堀内都喜子

11:00 ～ 11:50　講演Ⅰ「子育て世代包括支援センター事業を効果的に進めるために」
　講師　公益社団法人 母子保健推進会議　会長　佐藤拓代

11:50 ～ 12:50　昼食・休憩

12:50 ～ 13:20　講演Ⅱ「フィンランドと日本の保健師活動とネウボラのエッセンスを取り入れた自治体の取り組み」
　講師　大阪市立大学大学院看護学研究科公衆衛生看護学分野　教授　横山美江

13:20 ～ 15:00　特別講演「“ネウボラ”で大切にしていること～関係性の築きに視点をおいた面接とその人材養成～」
　講師　トゥオヴィ・ハクリネン（逐次通訳付）
　＊後半の30分程度でロールプレイを含む面接及び人材養成の実習を行います。

15:00 ～ 15:30　ディスカッション ご登壇の方々と議論を深めます。
　＊受講申し込み時および当日休憩時間に質問を受け付けます。

編集帖

緊急募集、各先着順です。

フィンランドからトゥオヴィ・ハクリネン先生を招聘しての研修(上記)東京会場は10月26日、日本看護協会ホール 、関西会場 10月30日、神戸ポートオアシス。健やか親子21全国大会併催「母子保健推進員等及び母子保健関係者全国集会を11月８日16：20 ～ 19：20三重県総合文化センターで、8020の里賞（ロッテ賞）高野直久日歯常務理事、静岡県立大学仲井雪絵教授、厚労省平子哲夫母子保健課長、本会議佐藤拓代会長、吉備国際大学高橋睦子教授、事例報告は三重県菰野町、兵庫県稲美町。

WAM助成ブロック別セミナー東北北海道 ：11月14日山形市保健センター 、関東甲信越 ：11月28日群馬県社会福祉センター、東海北陸近畿 :11月12日 JAビル（和歌山市） 中四国 ：12月４日 山口県健康づくりセンター、九州 ：12月６日 佐賀県アバンセ 、以上受講料無料　WAM助成 子育て世代セミナー大阪会場12月７･８日 大阪市ドーンセンター 受講料5,000円　（H）

発　行：公益社団法人　母子保健推進会議
発行人：原澤　勇　編集人：鑓溝和子
協　力：全国母子保健推進員等連絡協議会

東京都新宿区市谷田町 1-10
保健会館新館（〒 162-0843）
TEL.03-3267-0690　FAX.03-3267-0630
E メール bosui@bosui.or.jp
URL　http://www.bosui.or.jp

年間購読料 2,160 円（税〒込み）
母子保健推進員等特別価格
年間購読料 1,290 円（税〒込み）
郵便振替口座　00120-9-612578